

平成19年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年8月31日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
代表監査委員	有馬 和夫	監 査 委 員 長	米澤 博
政策推進部長	山中 清嗣	事 務 局 長	
総 務 部 長	北口 守	政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳
都市建設部長	島村 平治	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
教 育 部 長	南 喜代志	環 境 経 済 部 長	山田 和広
総 務 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫
		広 報 秘 書 課 長	富田 久和

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則  
書記 赤坂 悦男 書記 辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 会期の決定について
- 第4 委任専決第6号及び委任専決第7号  
(損害賠償の額を定めることについて他1件)
- 第5 議第68号から議第91号まで一括上程  
(野洲市体育・スポーツ振興審議会条例他23件)
- 第6 議第78号から議第88号までの決算認定の監査報告

市長提出議案

- 委任専決第6号 損害賠償の額を定めることについて
- 委任専決第7号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第68号 野洲市体育・スポーツ振興審議会条例
- 議第69号 野洲市まちづくり協働推進センター条例
- 議第70号 野洲市部設置条例の一部を改正する条例
- 議第71号 政治倫理の確立のための野洲市長の資産等の公開に関する条例  
の一部を改正する条例
- 議第72号 野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正  
する条例
- 議第73号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使  
用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一  
部を改正する条例
- 議第74号 平成19年度野洲市一般会計補正予算(第1号)
- 議第75号 平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第76号 平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 議第 77 号 平成 19 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 78 号 平成 18 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 79 号 平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 議第 80 号 平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議第 81 号 平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議第 82 号 平成 18 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 議第 83 号 平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 議第 84 号 平成 18 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議第 85 号 平成 18 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 議第 86 号 平成 18 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議第 87 号 平成 18 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 議第 88 号 平成 18 年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第 89 号 訴えの提起について
- 議第 90 号 訴えの提起について
- 議第 91 号 市道路線の認定及び廃止について

開議 午前 8 時 58 分

議事の経過

（開会）

○議長（田中栄太郎君）（午前 8 時 58 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 24 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 19 年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。なお、派遣の詳細はお手元に配付しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、平成19年第2回野洲市議会定例会において可決されましたウイルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書につきましては、平成19年7月2日付をもって内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成18年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、平成18年度野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、平成19年度野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出されておりますのでご報告申し上げます。

(日程第2)

○議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第2番、矢野隆行君、第3番、梶山幾世君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中栄太郎君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりであります

のでご了承願います。

(日程第4)

○議長(田中栄太郎君) 日程第4、委任専決第6号及び委任専決第7号、損害賠償の額を定めることについて他1件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成19年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、報告事項といたしまして、委任専決処分2件、また議決案件といたしまして条例の制定2件、条例の一部改正4件、平成19年度補正予算4件、平成18年度決算の認定11件、その他3件の合計24件につきましてご審議をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、委任専決第6号損害賠償の額を定めることについて、説明を申し上げます。

平成19年7月11日、県立琵琶湖博物館駐車場内において発生した停車中の自動車への公用自動車追突事故に対し、市の損害賠償額を24万9,681円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

委任専決第7号でございますが、これも損害賠償の額を定めることについて説明を申し上げます。

平成19年7月5日、野洲市小篠原2111番地20地先において発生した公用自動車による駐車場フェンスの一部破損事故について、市の賠償額を2万790円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

(日程第5)

○議長(田中栄太郎君) 日程第5、議第68号から議第91号まで、野洲市体育・スポーツ振興審議会条例他23件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長（山中重樹君） 皆さん、おはようございます。それでは議件を朗読させていただきます。

議第68号野洲市体育・スポーツ振興審議会条例、議第69号野洲市まちづくり協働推進センター条例、議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例、議第71号政治倫理の確立のための野洲市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、議第72号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第73号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議第74号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）、議第75号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議第76号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第77号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第80号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第83号平成18年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第84号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第85号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第86号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第87号平成18年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第88号平成18年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第89号訴えの提起について、議第90号訴えの提起について、議第91号市道路線の認定及び廃止について。

以上でございます。

○議長（田中栄太郎君） 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、議第68号から順次提案理由の説明を申し上げます。

まず、議第68号野洲市体育・スポーツ振興審議会条例について説明を申し上げます。

体育及びスポーツに関する施策、特に野洲市スポーツ振興計画の具体的な推進方策などについて建議をしていただく機関として、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、野洲市体育・スポーツ振興審議会を設置するものであります。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

議第69号野洲市まちづくり協働推進センター条例について説明を申し上げます。

平成19年10月1日に野洲市まちづくり基本条例が施行することに伴い、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことで協働のまちづくりを促進し、誰もが気軽に市民活動ができる環境づくりに資するため、野洲市まちづくり協働推進センターを設置するものでございます。

本条例につきましては、平成19年10月1日から施行いたします。

議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

野洲市まちづくり基本条例の施行に合わせ、同条例を具現化できる組織機構の実現を目指すことを主たる目的として、従来設置をいたしておりました政策推進部を発展的に解消し、新たに他の部局と機構の形態が異なる理事者直近のスタッフ組織として、まちづくり政策室を設置し、政策マネジメント機能と市民協働のまちづくりの推進のための機能の強化を目指すものであります。また、秘書業務を担当する課を直属で設置し、当該業務に求められる臨機対応機能の強化を図ろうとするものであります。

なお、この条例につきましても平成19年10月1日から施行するものでございます。

議第71号政治倫理の確立のための野洲市長の資産の公開に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、証券取引法等の一部を改正する法律及び郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。本条例につきましては、それぞれの法律の施行日の関係から、付則で施行日を別に定めようとするものでございます。

議第72号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

本条例につきましては、平成19年10月1日から施行するものでございます。

議第73号野洲市議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動

用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公共団体の長の選挙において、候補者が選挙運動のために使用するビラを公費で頒布することができるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては公布の日から施行いたします。

議第74号から議第77号までの平成19年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について説明を申し上げます。

別冊の平成19年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。議第74号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億9,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億6,210万円とするものであります。

次に、第2条地方債の補正でございますが、10ページの第2表「地方債補正」をご覧いただきたいと思っております。

地方債の限度額につきましては、臨時財政対策債では、今年度の発行予定額の確定によりまして、5億1,022万1,000円に変更するものであります。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。26ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、総務費につきましては、政策管理費、市民活動促進事業費で、まちづくり基本条例が10月に施行いたします関係で、広く市民に啓発するためのフォーラム開催費用として57万9,000円を追加するものであります。

財産管理費の基金積立費では3億6,000万円の追加であり、財政調整基金へ3億1,000万円、減債基金に5,000万円をそれぞれ積み立てるものであります。

税務総務費では、法人市民税の申告等によります過年度課税分の還付金2,800万円を追加いたします。

次に、民生費につきましては28ページをご覧下さい。

障害者福祉費、障害者自立支援事業費では、県の臨時特例基金特別対策事業により、備品購入費で視覚障害者等のために市役所窓口等に情報支援機器を配置するために110万2,000円を追加し、扶助費では、補助金からの科目変更を含め通所授産施設等に対す



る通所者送迎費の助成等で、1,266万6,000円を追加するものであります。

次に、市民生活費では、野洲駅北口にありましたJAおうみ富士駅前出張所の土地建物を購入し、地域安全センターとして利用するために、修繕料、光熱水費、公有財産購入費等で1,420万円を追加し、また工事請負費で自治会要望の増加により防犯灯の設置工事費100万円を追加するものであります。

次に、32ページでございます。

健康推進費では、利用者数の増加により、精神障害者共同作業所運営補助金で81万8,000円、精神障害者小規模授産施設運営補助金で126万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、商工費でございますが、34ページでございます。

商工振興費では、工業振興条例の規定による助成措置申請に基づく工業振興助成金3億712万円を追加するものであります。

次、36ページでございますが、観光費では、財団法人地域活性化センターの合併市町村地域資源活用事業助成金の交付決定により、富士山サミット実行委員会補助金の追加及び財源更正を行うものであります。

次に、土木費関係につきましては、交通安全施設整備費では、委託料で大篠原開拓道線及び野神東町線の交差点改良測量設計を実施するための経費として200万円を、土地区画整理事業費では、負担金補助及び交付金で市三宅東部土地区画整理組合準備委員会に対して、洪水調整池工法検討経費280万円を追加するものであります。

街路事業費では、委託料で市三宅北桜線街路事業におきまして、滋賀県収用委員会へ提出する裁決申請、明け渡し裁決申し立てに伴う関係書類を整備するための経費として186万円を追加いたします。

次に、38ページでございますが、住宅管理費では、委託料で市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴訟に伴う弁護士費用及び動産撤去費用で187万2,000円を追加するものであります。

住宅建設費では、工事請負費で駅前団地の住宅撤去費650万円を追加いたします。

教育費関係では、教育振興費、教育研究活動費では、文部科学省の栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業、県の中学校英語力向上事業及び小学校の心のオアシス相談員派遣事業の交付金及び追加交付決定を受け、合計で102万8,000円を追加するものでございます。

次に、42ページでございますが、小学校管理費では、篠原小学校非常用階段改修工事に係る経費増額分及び放課後子ども教室運営事業に係る空調機器整備費として、709万5,000円を追加するものであります。

次に、44ページですが、保健体育総務費では、合併3周年記念ウォーキング事業実施に伴う経費、体育振興に伴うそれぞれの地区の備品倉庫を設置する経費、また体育・スポーツ振興審議会条例の提案に伴いまして、委員の謝礼を委員報酬に組み替えるものでございます。

次、体育施設費では、総合体育館の空調設備の整備に1,890万円を追加するものであります。

次、公債費におきましては、平成18年度に借り入れた合併特例債について、当初元金の償還を据え置き期間を置く予定をしておりましたが、金融機関との協議の結果、据え置き期間のない借り入れを実施いたしましたので、即元金の返還が必要ですので、元金で1億8,872万円、そのかわり利子が不要になりますので、利子を5,600万円減額いたします。

以上が、一般会計に係る歳出の主な内容でございますが、これに見合う歳入といたしましては、14ページに戻っていただきまして、まず市税では固定資産税など合計で2億441万4,000円、地方特例交付金で491万1,000円、地方交付税では普通交付税で予算が11億5,000万円を見込んでおりましたが、交付額が14億558万6,000円と決定になりましたので、2億5,558万6,000円の増額をいたすものでございます。

国庫支出金では、427万5,000円を追加するものであります。児童手当給付費負担金や公営住宅建設費補助金でございます。

県支出金では、1,153万8,000円の追加であり、障害者自立支援事業等補助金や木の学習机整備費補助金の追加等、補助金の増減によるものであります。

次に、繰入金では、7,733万7,000円の増額であります。老人保健事業や介護保険事業特別会計からの繰入金であります。

繰越金では、前年度決算剰余金から3億3,051万8,000円を繰り入れるものであります。

諸収入では、590万円の増額であり、財団法人自治総合センターから90万円、財団法人地域活性化センターから500万円の助成金を受けるものでございます。

次に、市債では、４２２万１，０００円の追加であります。臨時財政対策債の今年度発行可能額の確定によるものであります。

続きまして、特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、議第７５号の平成１９年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。

補正予算書４７ページでございますが、今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７，０９６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３３億４，９３０万円とするものであります。

それでは、歳出の内容について説明を申し上げます。６０ページをご覧ください。

諸支出金において、平成１８年度医療費の実績が確定したことから、一般会計繰出金で６，９４３万６，０００円を追加するものであります。

償還金では、支払基金交付金で返還が生じたことから、１５２万８，０００円を追加するものであります。

以上が歳出でありまして、これに見合う歳入といたしましては、５４ページへ戻っていただきまして、平成１８年度交付金等の実績が確定したことから、国庫支出金で７，０１９万２，０００円及び県支出金７７万９，０００円を追加するものであります。

続きまして、議第７６号平成１９年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。補正予算書の６３ページでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，６６７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２４億４，２３３万円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから説明を申し上げますと、まず諸支出金において前年度の保険給付費及び地域支援事業費の実績による精算に伴う返還金等を計上したもので、国、県及び支払基金への返還金で１，８７７万５，０００円を、また一般会計繰出金で７９０万１，０００円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出でございますが、これに見合う歳入といたしましては、支払基金交付金で前年度保険給付費の不足分の精算交付を受けるもので、９４９万６，０００円を追加し、繰越金では前年度決算剰余金から１，７１８万３，０００円を追加するものであります。

続きまして、議第７７号平成１９年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について説明を申し上げます。補正予算書７９ページでございますが、今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，６３８万４，０００円を追加し、歳入

歳出予算の総額を21億4,391万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の内容について説明を申し上げます。96ページでございます。

総務費の一般管理費では、消費税の修正申告による納付分として1,247万9,000円を追加し、公共下水道事業費、管渠管理費では、管渠維持管理事業費で、道路舗装起伏修繕費用等で598万3,000円を追加し、管渠築造費では、前納報奨金として192万2,000円を、工事請負費では辻町4号枝線管渠工事に伴う舗装本復旧費として600万円を追加するものであります。

これに見合う歳入予算といたしましては、分担金及び負担金で1,539万9,000円の追加、繰入金で前年度決算剰余金の精算により、一般会計繰入金を精査しまして452万円の減額、繰越金で前年度決算剰余金から340万5,000円の追加、市債では公共下水道事業債及び資本費平準化債の確定により1,210万円を追加し、対応するものであります。

次に、議第78号から88号までの平成18年度各会計決算の認定について説明を申し上げます。

そのことにつきましては、当該決算審査を去る7月23、24、26、27及び30日の5日間に渡って、監査委員の方々に監査をお願いいたしました。後ほど監査委員さんから報告をいただきますが、各会計の決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり予算に基づき適正に執行されているものと認められたとのご意見をいただいております。

それでは、平成18年度野洲市各会計歳入歳出決算書により、各会計の決算について説明を申し上げます。

まず、議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページでございますが、歳入決算額203億4,125万8,453円で、歳出決算額は198億3,820万3,942円となり、歳入歳出差引額は5億305万4,511円ですが、この中には翌年度に繰り越すべき繰越明許費繰越額5,251万4,000円が含まれていますので、この控除をいたしますと実質収支額は4億5,054万511円となりまして、この額を平成19年度へ繰り越すものであります。

次に、議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、24ページでございますが、歳入決算額37億5,113万3,368円で、歳出決算額は36億9,535万2,746円となり、歳入歳出差引額は5,578万6

22円となりました。

続きまして、議第80号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、30ページをご覧ください。歳入決算額33億59万6,431円で、歳出決算額は33億50万1,387円となり、歳入歳出差引額は9万5,044円となりました。

また、議第81号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、38ページでございますが、歳入決算額23億6,707万5,878円で、歳出額は23億803万3,089円となり、歳入歳出差引額は5,904万2,789円です。この中には、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費繰越額384万9,000円が含まれておりますので、これを控除いたしますと、実質収支額として5,519万3,789円となりまして、この額を平成19年度に繰り越すものであります。

次に、議第82号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、44ページでございますが、歳入歳出額及び歳出決算額は2,467万5,000円で、歳入歳出差引額はありません。

次に、議第83号平成18年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、50ページでございますが、歳入決算額が20億5,933万8,345円で、歳出決算額は20億4,972万7,291円となり、歳入歳出差引額は961万1,054円ですが、この中には翌年度へ繰り越すべき繰越明許費繰越額470万5,000円が含まれておりますので、これを控除いたしますと、実質収支額は490万6,054円となりまして、この額を平成19年度に繰り越すものであります。

続きまして、議第84号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、56ページでございますが、歳入決算額が2,925万2,063円で、歳出決算額が2,533万7,094円となり、歳入歳出差引額は391万4,969円となりました。

また、議第85号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、62ページでございますが、歳入決算額が1,122万2,602円で、歳出決算額が1,122万2,565円となり、歳入歳出差引額は37円となりました。

次に、議第86号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、68ページですが、歳入決算額が29億6,171万8,607円で、歳出決算額は29億6,161万354円となり、歳入歳出差引額は10万8,253円とな

りました。

次に、議第87号平成18年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、74ページでございますが、歳入決算額が5,147万2,835円で、歳出決算額は5,147万2,769円となり、差引額は66円となりました。

最後に、議第88号平成18年度野洲市水道事業会計決算の認定については、別冊の野洲市水道事業会計決算及び事業報告書をご覧いただきたいと思いますが、まず1ページございます。

収益的収入及び支出であります。収入決算額が8億6,116万8,678円で、これに対し支出決算額が8億7,746万6,847円となり、収入支出差引額は1,629万8,169円の赤字となりました。

次に、2ページをご覧下さい。資本的収入及び支出であります。収入決算額が4,558万750円で、これに対して支出決算額は2億2,820万2,989円となったものであり、資本的収入が資本的支出に不足する額は過年度分損益勘定留保資金と当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

以上、提案理由の概要の説明とさせていただきます。

次に、議第89号及び議第90号の訴えの提起についてご説明を申し上げます。

長期にわたり家賃を滞納し、住宅の使用許可取り消し通知にも応じない山寄一郎及び玉保世みち子に対し、それぞれ住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求め、大津地方裁判所へ提訴するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議第91号市道路線の認定及び廃止について説明を申し上げます。

市道野洲川右岸線道路改良工事のうち、今般竣工いたしました204.5メートルを新たに市道に認定し従来の路線を廃止することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(日程第6)

○議長(田中栄太郎君) 次に、議第78号から議第88号までの決算認定について、代表監査委員の有馬和夫氏より審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員(有馬和夫君) おはようございます。ただいまご指名いただきました監査委員の有馬でございます。

過日、議会選出の監査委員、原田薫氏と審査を行いましたので、その結果につきましてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付されました平成18年度野洲市一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成18年度野洲市水道事業会計決算に対する審査の結果は、次のとおりであります。

まず、審査の対象としましたのは、平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算、平成18年度野洲市各基金運用状況、平成18年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算であります。

次に、審査の期日ですが、平成19年7月23日、24日、26日、27日、30日の5日間であります。審査の方法としましては、平成18年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、その付属書類及び基金運用状況報告書等について、計数の確認とあわせて予算執行の適否及び事務処理の合理性について慎重に審査を実施いたしました。また、関係職員の説明を求めると共に既に実施した例月出納検査及び定期監査の状況も参考にして審査を行ったものであります。

次に、審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算は、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認めます。

今回の決算については、年間を通した決算としては2回目の決算年度であることから、いま一度決算の正確性などの基本的な部分を中心に審査を実施したところであります。

平成18年度においては、市総合計画、国土利用計画など、市のまちづくりの根幹となる計画の策定や、この10月から実施を予定されているまちづくり基本条例など、市の主な計画の大半が策定され、またコミセンなかさと・ひょうず、学校給食センター、障害者スポーツ施設が整備され、野洲市としての確実な歩みがうかがわれるところであります。

しかし、その一方では、国の三位一体改革による地方交付税の削減や少子高齢化など、

行政を取り巻く環境はますます厳しいものとなっております。また、前年度に引き続き起債が増加しておりますが、このことは将来の財政運営に対して少なからず負担になってくるものと思われま

す。このような状況下において、市では平成18年10月に第1次野洲市行政改革大綱と野洲市財政健全化計画を策定され、行政改革の推進に向けた指針及び具体的な実行方策が示されたところであります。

近年の多岐多様化する住民ニーズに応えるためには、この行政改革の積極的な取り組みにより、将来を見通した確実な予測のもと、中長期的な幅広い視野を持った対応が図られると共に、合併した利点を生かした取り組みによって、魅力ある住みよいまち野洲市の実現を期待するものであります。

以上、平成18年度野洲市各会計の決算審査報告といたします。

○議長（田中栄太郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明9月1日から9月6日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、明9月1日から9月6日の6日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時45分 散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年8月31日

野洲市議会議長                    田 中 栄太郎

署 名 議 員                    矢 野 隆 行

署 名 議 員                    梶 山 幾 世